

議第243号

貸付金返還請求事件等の和解につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成25年11月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

貸付金返還請求事件等の和解につき議決を求めることについて

滋賀県は、次の者を被告として訴訟を提起した滋賀県母子および寡婦福祉資金貸付金に係る貸付金返還請求事件ならびに滋賀県立高等学校に係る授業料、督促手数料および延滞金の支払いならびに滋賀県奨学資金貸与金に係る返還金および延滞利息の支払いについて、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第89条の規定に基づき、次のとおり和解を行うことにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議決を求める。

1 被告の住所、氏名等

番号	住 所	氏 名	事 件 番 号
1			大津簡易裁判所 平成25年（八）第427号 および 大津簡易裁判所 平成25年（八）第428号
2			大津簡易裁判所 平成25年（八）第428号
3			大津簡易裁判所 平成25年（八）第428号
4			大津簡易裁判所 平成25年（八）第427号
5			大津簡易裁判所 平成25年（八）第428号
6			大津簡易裁判所 平成25年（八）第427号

2 和解の要旨

- (1) 被告らは、滋賀県に対し、平成25年12月25日現在、別表1の債務の支払義務があることを認める。
- (2) 被告らは、滋賀県に対し、別表1の金員のうち、期限到来元金、確定違約金、期限到来元金に対する平成25年12月26日から支払済みまで年10.75パーセント（年365日の日割計算）の割合による将来違約金および督促手数料を、別表2の支払計画のとおり分割して、滋賀県の発行する納付書により支払う。
- (3) 滋賀県と被告らは、(2)の各分割払金を、別表1の各債務の期限到来元金、督促手数料、確定違約金、期限到来元金に対する将来違約金の順に充当する。

- (4) 被告らが、(2)の各分割払金の支払いを2回以上怠ったときは、各債務毎に、当然に(2)による期限の利益を失う。
- (5) 被告らは、滋賀県に対し、別表1の金員のうち、期限未到来元金を別表2の支払計画のとおり分割して、滋賀県の発行する納付書により支払う。
- (6) 被告らは、(5)の各分割払金の支払いを怠ったときは、滋賀県に対し、別表1の各債務の連帯債務者と連帯して、期限未到来元金に対する別表2の各期限の翌日から支払済みまで年10.75パーセント(年365日の日割計算)の割合による違約金を支払う。
- (7) 訴訟費用は、被告らの負担とする。

別表1

番号	債務者	債務名	期限到来元金	期限未到来元金	確定 違約金	将来 違約金	督促 手数料	連帯借受人 および 連帯保証人
			円	円	円		円	
1		(1) 滋賀県母子および寡婦福祉資金貸付金	129,987	70,013	21,949	1 および 2	-	
		(2) 滋賀県母子および寡婦福祉資金貸付金	47,500	27,500	7,794	1 および 2	-	
		(3) 滋賀県母子および寡婦福祉資金貸付金	32,500	42,500	3,586	1 および 2	-	
2		滋賀県奨学資金貸与金	400,000	32,000	155,283	1 および 2	-	
3		滋賀県奨学資金貸与金	253,500	504,500	43,581	1 および 2	-	
4		滋賀県奨学資金貸与金	920,000	-	373,923	1	-	
5		滋賀県立高等学校授業料	79,100	-	34,974	1	480	
		滋賀県奨学資金貸与金	156,000	536,000	17,864	1 および 2	-	
<p>1 期限到来元金に対する平成25年12月26日から支払済みまで年10.75パーセント(年365日の日割計算)の割合による金員</p> <p>2 期限未到来元金に対する別表2の各期限の翌日から支払済みまで年10.75パーセント(年365日の日割計算)の割合による金員</p>								

別表2

番号	債務名	支払計画	
		期限到来元金、確定違約金、将来違約金および督促手数料	期限未到来元金
1 (1)	の滋賀県母子および寡婦福祉資金貸付金	、および は連帯して、平成26年1月から完済まで、毎月末日限り2,850円ずつ（最終回は2,850円未満の端数金額）	、および は連帯して、ア 平成26年1月から平成27年8月まで、毎月末日限り3,333円ずつ イ 平成27年9月末日限り3,353円
1 (2)	の滋賀県母子および寡婦福祉資金貸付金	、および は連帯して、ア 平成26年1月から完済まで、毎年2月から10月の間、毎月末日限り1,150円ずつ（最終回は1,150円未満の端数金額） イ 平成26年1月から完済まで、毎年1月、11月および12月の間、毎月末日限り3,050円ずつ（最終回は3,050円未満の端数金額）	、および は連帯して、平成26年1月から平成27年10月まで、毎月末日限り1,250円ずつ
1 (3)	の滋賀県母子および寡婦福祉資金貸付金	、および は連帯して、ア 平成26年1月から完済まで、毎年1月から5月までおよび7月から11月までの間、毎月末日限り950円ずつ（最終回は950円未満の端数金額） イ 平成26年1月から完済まで、毎年6月および12月に、毎月末日限り3,450円ずつ（最終回は3,450円未満の端数金額）	、および は連帯して、平成26年1月から平成28年10月まで、毎月末日限り1,250円ずつ
2	の滋賀県奨学資金貸与金	、および は連帯して、ア 平成26年1月から平成26年12月まで、毎月末日限り10,000円ずつ イ 平成27年1月から完済まで、毎月末日限り15,000円ずつ（最終回は15,000円未満の端数金額）	、および は連帯して、平成26年11月末日限り32,000円

番号	債務名	支払計画	
		期限到来元金、確定違約金、将来違約金および督促手数料	期限未到来元金
3	の滋賀県奨学資金貸与金	<p>およびは連帯して、</p> <p>ア 平成26年1月から完済まで、毎年2月から10月の間、毎月末日限り6,100円ずつ（最終回は6,100円未満の端数金額）</p> <p>イ 平成26年1月から完済まで、毎年1月、11月および12月の間、毎月末日限り16,200円ずつ（最終回は16,200円未満の端数金額）</p>	<p>およびは連帯して、</p> <p>ア 平成26年1月から平成32年5月まで、毎月末日限り6,500円ずつ</p> <p>イ 平成32年6月末日限り4,000円</p>
4	の滋賀県奨学資金貸与金	<p>およびは連帯して、平成26年1月から完済まで、毎月末日限り20,050円ずつ（最終回は20,050円未満の端数金額）</p>	/
5	の滋賀県立高等学校授業料	<p>ア 平成26年1月から完済まで、毎年1月から5月までおよび7月から11月までの間、毎月末日限り2,300円ずつ（最終回は2,300円未満の端数金額）</p> <p>イ 平成26年1月から完済まで、毎年6月および12月に、毎月末日限り8,350円ずつ（最終回は8,350円未満の端数金額）</p>	/
	の滋賀県奨学資金貸与金	<p>およびは連帯して、</p> <p>ア 平成26年1月から完済まで、毎年1月から5月までおよび7月から11月までの間、毎月末日限り4,500円ずつ（最終回は4,500円未満の端数金額）</p> <p>イ 平成26年1月から完済まで、毎年6月および12月に、毎月末日限り16,450円ずつ（最終回は16,450円未満の端数金額）</p>	<p>およびは連帯して、</p> <p>ア 平成26年1月から平成33年4月まで、毎月末日限り6,000円ずつ</p> <p>イ 平成33年5月末日限り8,000円</p>

（参 考）

滋賀県は、滋賀県母子および寡婦福祉資金貸付金について、平成25年5月22日大津簡易裁判所に貸付金返還請求訴訟を提起したが、被告らから分割返済による和解の希望があり、大津簡易裁判所から和解が勧誘された。滋賀県は、訴訟物に被告らの滋賀県立高等学校に係る授業料および滋賀県奨学資金貸与金を含めた和解案を示したところ、被告らから内諾を得たので、このたび和解を行おうとするものである。